

淡路水資源戦略委員会設置要綱

令和 8 年 6 月 26 日

告 示 第 1 号

(目的)

第 1 条 淡路島における水資源の安定確保及び持続可能な水道事業運営を図るため、水源整備、需要予測、大規模開発への対応等について専門的見地から調査・検討を行うため、淡路水資源戦略委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討し、必要に応じて企業長に報告又は提言を行う。

- (1) 大規模開発に伴う水需要及び開発者負担金制度に関する事項
- (2) 責任水量制度に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道事業の運営に必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 経営・財務に精通する者
- (2) 制度に知見を有する者
- (3) 技術に知見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から所掌事項を終える日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は必要に応じて開催し、年 2 回又は 3 回を標準とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて発言又は必要な資料等の提供を求めることができる。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝金として、1回の出席につき、15,000円を支給する。

2 旅費は、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例（平成11年淡路広域水道企業団条例第6号）の規定に準じて支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、淡路広域水道調整センター企画係において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が企業長の承認を得て別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月26日から施行する。